

令和 6 年
第 1 回 定 例 会

所 信 表 明

(附 提 案 説 明)

尾 鷲 市

（はじめに）

それでは、令和6年度当初予算を含めた諸議案についての説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、元日に発生した石川県能登地方を震源とする「令和6年能登半島地震」により、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

本市ではこれまで、県との連携を図りながら、被災地への職員派遣等を迅速に行ったところであり、今後もできる限りの支援に努めてまいります。

また、本市においても「災害がいつ起きてもおかしくない」、さらには「従来の想定を超える事態が生じるかもしれない」ことを肝に銘じ、市民の生命と財産を守るため、一層の緊張感を持って災害への備えに取り組んでまいります。

さて、本年は、昭和29年6月20日に北牟婁郡^{おわしちょう}尾鷲町・須賀利村・九鬼村、南牟婁郡北輪内村・南輪内村の1町4村が合併し「尾鷲市」が誕生して以来、70周年を迎えます。

また、熊野古道が世界遺産に登録されてから、20周年を迎える年でもあります。

このような節目の年にあたり、本市が直面する様々な課題に果敢に立ち向かい、「第7次尾鷲市総合計画」に掲げる、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向けて、引き続き「一念通天」の精神で取り組んでまいります。

そして、各施策の成果を、更なる成長と発展につなげられるよう、全庁一丸となって邁進してまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、個々の案件につきまして、その取り組み内容を説明いたします。

（市制施行 70 周年記念について）

先ず、市制施行 70 周年記念についてであります。

本市におきましては、昭和 29 年 6 月 20 日に、県内 9 番目の市として誕生し、本年 6 月に 70 周年の節目を迎えます。

この節目に、市民の皆さまとともに市全体を盛り上げていくための記念式典、記念事業を計画するにあたり、昨年 4 月より庁内に策定委員会を設置し、併せて、アイデア、意見を集約するため、中堅職員を中心としたワーキンググループを立ち上げ、検討を重ねてまいりました。

その結果、記念式典を本年 6 月 30 日とし、記念事業におけるメインテーマを「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」と掲げ、拡充する 4 大イベントを中心に、これまでの歴史を振り返り、改めて郷土を愛し、誇りに思う機会を創出する事業を実施してまいります。

その周年記念事業の一つとして、「NHK のど自慢」の本市開催が決定いたしました。開催日は令和 7 年 2 月 23 日です。これを機に本市を全国的に PR する絶好の機会と捉え、準備を万全に進めてまいります。

また、本年においては、熊野古道世界遺産登録 20 周年を迎える年でもあり、本市の貴重な資源や魅力に磨きをかけ、ふるさと「尾鷲」を後世に残し、未来へと繋いでいくために、70 周年の記念事業における理念に合わせた記念事業を実施してまいります。

いずれにいたしましても、節目の年に、本市が目指すまちづくりの目標に向かって大いに前進する年とするため、市民の皆さまの絶大なご理解とご協力をお願いする次第であります。

（おわせ S E A モデル構想の推進）

次に、おわせ S E A モデル構想の推進についてであります。

本構想につきましては、平成 30 年 8 月に「おわせ S E A モデル協議会」を設立してから、5 年 6 か月が経過し、令和元年 5 月から開始された中部電力尾鷲三田火力発電所の撤去工事も、令和 7 年 3

月末予定の燃料第一ヤードの^{あぶら}油汚染対策と同年9月末予定の^{ようゆさんばし}揚油栈橋の撤去工事を残し、来月で完了する予定と聞いております。

「おわせS E Aモデル協議会」を設立して以降、尾鷲商工会議所、中部電力との連携を図りながら、「S・E・A」のそれぞれのプロジェクトにおいて鋭意検討を進め、多くの企業の皆さまと意見交換を重ねるとともに、企業誘致に向けての取り組みを進めてまいりました。

現時点では、発電所ヤードで国の支援も受けながら、野球場、多目的スポーツ芝生広場などからなる国市浜公園整備事業を進めており、新年度と令和7年度の2か年で、野球場と避難施設の整備完了に向け、取り組んでまいります。

そして、野球場整備において、施設利用者、市民の皆さまからのご要望が多いナイター設備については、財源確保策の一つとして、広く市内外の企業、団体、個人の皆さまからの寄附を募ることも検討しながら、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大型製材工場誘致につきましては、昨年11月に尾鷲商工会議所の北裏会頭が、そして、12月に私自らが事業者を訪問し、社長と面談した次第であります。

現在、事業計画を策定していただいている状況ではありますが、本市への大型製材工場の誘致は、産業の振興による雇用の創出とともに、重要港湾である尾鷲港の新たな利活用による整備促進にも大きく繋がるものであり、さらには、紀伊半島を取り巻く「産業振興の道」、「命の道」としての道路整備、特に、国道169号の代替ルートとして、また、将来に亘る、新たなバイパス道路の可能性としての国道425号の整備促進にも、大きく寄与する一大プロジェクトであると考えておりますので、誘致実現に向け、尾鷲商工会議所としっかりスクラムを組み、全身全霊で取り組んでまいる所存であります。

併せて、尾鷲港の整備促進、国道425号の道路整備に向けた要望活動を展開してまいります。

新年度は、市制 70 周年の節目の年であり、この「おわせ S E A モデルプロジェクト」においても、一つの大きな節目の年になるのではないかと考える次第であります。

そうした意味においても、中部電力尾鷲三田火力発電所の広大な跡地の有効活用を図り、「集客交流人口の拡大」と産業の振興による「雇用の創出」に結び付けることで、地域活性化に繋げていくために、私といたしましても「不退転の決意」で取り組んでまいり所存でありますので、皆さまのご理解とご協力を切にお願い申し上げる次第であります。

（子育て支援体制の充実）

次に、子育て支援体制の充実についてであります。

本年度においては、子ども医療費助成を 18 歳年度末まで拡大するなど、経済的支援の充実を図ってまいりましたが、新年度においては、支援メニューの充実・強化を図ってまいります。

具体的には、妊婦に対する支援の充実として、早産や胎児の低体重に影響を及ぼすおそれのある妊婦の歯周病を予防するため、妊婦歯科健診の助成を開始します。

また、2 歳児までと、その保護者を対象として、子どもの育児相談や発達支援、必要に応じて早期から適切な療育に繋げるためのフォローアップ教室を開始し、乳幼児期の子育て支援の充実を図ります。

さらに、子育て世帯にホームヘルパーを派遣する、子育て世帯訪問支援事業を開始し、家事や育児等に不安や負担を抱える家庭に対する支援を行います。

なお、「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」について、新年度が第 2 期の最終年度となることから、より質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供を目指す、次期計画の策定に取り組んでまいります。

（小規模保育施設の整備）

次に、保育施設の整備についてであります。

南輪内保育園については、少子化の影響が著しく、平成15年度以降、園児数が定員の20人を下回る状態が続いており、本年度は園児数が9人となるなど、民間での保育所運営が非常に困難な状況にあります。

輪内地域における保育園の存続は、九鬼町から梶賀町までの児童・生徒の教育を担う賀田小学校及び輪内中学校の存続にも関わり、ひいては地域の存続にも影響を及ぼしかねないことから、当地域に保育園・小学校・中学校までを一貫とした教育・保育環境を維持することは、市の重要な責務であると考えます。

また、地域における必要な保育の確保は、児童福祉法上、本来、市が担うものであり、地域に代替えとなる施設がなく、著しい少子化により民間での運営が成立しない状況の中、保育環境を存続させるためには、市直営による保育の確保が必要であると強く考えております。

この状況を、これ以上先延ばしすることなく改善するため、令和7年度からの市直営による保育の実施を目指し、その上で、地域における保育環境の存続に最も効果的かつ効率的な方法として、新年度中に、賀田小学校内に小規模保育施設を整備し、学校及び教育委員会と連携しながら、輪内地域の未就学児に対する教育・保育の確保と充実に努めてまいります。

（健康増進計画・自殺対策計画）

次に、健康増進計画・自殺対策計画についてであります。

新年度からの5カ年を計画期間として策定した「第3次尾鷲市健康増進計画」につきましては、基本理念を「健やかで心豊かに過ごすことができる尾鷲市」とし、がん・生活習慣病対策、メンタルヘルス対策、生活習慣の改善の3つを施策の柱として掲げ、若い世代からの健診の受診、食生活・運動習慣の改善及びうつ予防の重要性について普及啓発に取り組んでまいります。

また、生活様式の多様化や人生100年時代を踏まえ、各ライフ

ステージに合わせた視点を取り入れた健康づくりについても取り組みを進めてまいります。

同じく、新年度からの5カ年を計画期間として策定した「第2次尾鷲市自殺対策計画」につきましては、基本理念に「誰も自殺に追い込まれることのない尾鷲市」を掲げ、自殺リスクの高い人を早期に発見し、早期に対応していくため、問題解決を図るための体制構築、ゲートキーパー養成講座などによる人材育成、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知などに一層取り組んでまいります。

（感染症対策）

次に、感染症対策についてであります。

まず、新型コロナワクチン予防接種については、特例臨時接種が本年度で終了することに伴い、新年度からは、一部自己負担が発生しますが、定期接種として、65歳以上の方及び60～64歳で季節性インフルエンザ等の接種と同様、心臓・腎臓などの機能に障害がある概ね障害程度等級1級に相当する方を対象に実施いたします。

また、水ぼうそうのウイルスが原因で発症し、長引く痛みなどが生じ、日常生活に支障が生じる場合があるなど、近年、関心が高くなっている「带状疱疹」につきましては、50歳以上の方を対象にワクチン接種の助成を実施いたします。

このワクチンは、加齢とともに、重症化リスクが高くなるといわれる带状疱疹の発症や重症化予防に大きな効果を発揮するもので、接種費用を2分の1程度助成することにより、市民の皆さまの経済的負担の軽減を図り、ワクチン接種を希望する人が、より接種しやすくなるよう支援してまいります。

（尾鷲総合病院）

次に、尾鷲総合病院についてであります。

私は、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現のためには、尾鷲総合病院は無くてはならない存在だと考えております。

令和４年度には医師不足となり、医療提供体制が非常に厳しい状況でありましたが、三重大大学の各診療科の教授や三重県のご支援のもと、令和５年度は幸治病院長が新たに就任するとともに、内科・外科・整形外科の常勤医師を増員し、尾鷲総合病院としての役割ができる医療提供体制を整えることができました。

そのため、何とか非常勤医師に頼っていた外来・救急医療においても、以前と同様の対応ができる体制を整え、市民の皆さまにご心配をおかけしていた救急におきましては、伊勢・松阪地区への管外搬送は減少し、尾鷲総合病院での受け入れ患者数も増えてきております。

一方、病院経営につきましては非常に厳しい状況が続き、令和６年度の当初予算でも純損失を見込んでおります。

患者数はコロナ禍前まで回復しておらず、今後はアフターコロナのなかで、いかに収支バランスを考え、資金の減少を抑えていくことが重要と考えております。

そのためには、策定した経営強化プランにより持続可能な病院経営の在り方として、医療圏人口に見合った病床の規模の適正化や将来の医療需要を踏まえた医療機能の分化・連携を図り、新規の医療機器の更新や施設設備の投資を抑制し、費用を抑えて病院経営を維持することで、市民の皆さまの健康と安全な暮らしを守り、「地域になくてはならない病院」として、維持・存続に全力で取り組んでまいります。

（高齢者保健福祉の推進）

次に、高齢者保健福祉の推進についてであります。

本市の高齢化率は、本年１月末で４５．８％と国の２９．０％や県の３０．５％を大きく上回り、今後も人口減少とともに、高齢化率の上昇が見込まれます。

その中でも、特に支援を必要とする人が多くなる７５歳以上の割

合は28.6%となっており、こうした方々が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、個人の状態やニーズに応じて、既存サービスと組み合わせて利用できる、生活支援を始めとする地域の助け合いを、より一層充実させることが重要となってまいります。

また、こうした高齢化に加えて、高齢者を支える地域の担い手不足も一層深刻化しています。

このような状況の中、生活支援体制整備事業を委託している尾鷲市社会福祉協議会とともに、市民の皆さまと様々な協議を重ねながら、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めてまいりました。

まずは、ボランティアの協力体制を築く必要があることから、社会福祉協議会のボランティア養成講座等を通じて、市民の皆さまに、地域で支え合う活動に関心をもっていただき、実際の活動に繋げることができるよう取り組んでおります。

その結果、新たな住民ボランティアによる生活応援の仕組みが生まれ、現在、「買い物やごみ出し支援」などが行われています。

加えて、「買い物支援」については、特に出張所管内からの要望が多いため、住民ボランティアの皆さまの協力を得ながら、社会福祉協議会が所有する車両を活用した「買い物支援バス」が運行されており、梶賀、曾根、古江地区に続き、先月から、新たに九鬼地区において、実証運行が開始されているところでございます。

また、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が更に見込まれることから、認知症の人やその家族を地域で支えていくための取り組みを進めており、その一つである「認知症カフェ」についても、認知症ささえあいボランティア「こもれび」の皆さまが運営スタッフとして参加しています。

今後も、こうした住民同士の支え合いの活動を促進するとともに、民間事業者との協働も踏まえ、高齢者の通いの場の充実や認知症施策の推進などを図りながら、地域医療と介護の連携体制の強化などと併せて、高齢者の在宅生活を支える体制の充実に努めてまいります。

なお、本市では、こうした背景を踏まえ、高齢者施策の指針となる「尾鷲市高齢者保健福祉計画」の見直しを行い、新年度から3カ年の計画を策定し、本定例会に議案上程いたしております。

本計画では、7つの施策目標を掲げ、計画の基本理念である「いきいきと元気に住み慣れた地域でずっと安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、高齢者施策を展開し、本市に相応しい地域包括ケアシステムをより一層深化・推進してまいります。

（障がい者福祉の推進）

次に、障がい者福祉の推進についてであります。

障がい者施策の指針となる「第5期紀北地域障がい者福祉計画」及び「第6期尾鷲市障がい福祉計画・第2期尾鷲市障がい児福祉計画」は、本年度で計画期間が終了することから、関係機関などで構成する「紀北地域協議会」において意見を聴取しながら、新年度から3カ年の計画を策定し、本定例会に議案上程いたしております。

この次期計画では、「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」を引き続き基本理念に掲げ、重点施策として「就労・雇用、経済的自立の支援、地域生活への移行のための住まいの充実、途切れのない障がい児支援の充実」に取り組み、障がい者が地域で自立した生活を継続していけるよう支援を行ってまいります。

特に、紀北圏域の障がい児支援における長年の大きな課題となっておりました、地域の中核的な療育支援施設である「児童発達支援センター」の設置につきましては、紀北町との協議により、紀北圏域の中間に位置する旧ふなつ幼稚園を整備し、令和7年度から、先ずは、児童発達支援事業の開始を目指しております。

この児童発達支援センターの設置により、この地域の療育体制の中核的な役割を果たし、保育所等との連携を図ることで、地域で一体的な療育を実施することが可能となります。

また、運営については、この地域で療育に関する経験と実績のある「医療法人三慶会」が行うことで、専門スタッフによる質の高い療育が展開されることとなります。

このことから、この地域における子どもたちがより良い療育が受けられるよう、引き続き紀北町及び関係機関・団体等と協議を重ねてまいります。

（生活保障の確保）

次に、生活保障の確保についてであります。

生活困窮者に向けた包括的な相談支援事業である自立相談支援事業を尾鷲市社会福祉協議会に委託し、本市と連携しながら生活困窮者への支援を行っております。

生活困窮に至るには、病気や障害、家族等の問題が複雑に絡み合い、その解決は非常に困難であります。

このことから、医療機関や介護事業所等の関係機関と連携し、問題を抱える生活困窮者に寄り添いながら、その問題を一つひとつ丁寧に解決することで、生活改善に向けた支援を引き続き行っております。

（都市基盤整備）

次に、都市基盤整備についてであります。

国土交通省と本市との連携事業として整備を進めております「国道42号尾鷲南パーキング」につきましては、24時間使用可能なトイレ、及び道路啓開室、小型車22台分の駐車スペースの整備完了に伴い、昨年11月から一部供用を開始しており、現在整備中の、道路啓開基地としての防災倉庫及び大型車9台、小型車15台の駐車スペースの整備が完了次第、本格供用を開始する予定であります。

この施設につきましては、休憩や情報提供施設、及び防災拠点としての機能は勿論のこと、隣接する本市の借上げ地も含め、様々なイベントでの利用を計画しており、今後、本市の集客交流の新たな起点となるよう、様々な用途活用を検討してまいります。

（墓地移転）

次に、墓地移転についてであります。

都市計画道路尾鷲港新田線事業に伴う折橋墓地移転につきましては、今月の小原野墓園の竣工に伴い、新年度から約3か年の計画で、順次、移転を開始いたします。

新年度から小原野墓園へ移転を予定されている墓石管理者の方々を対象とした補償契約の締結など、円滑に墓地移転が行われるよう、県や折橋墓地移転推進委員会等の関係団体と連携して、移転事業を進めてまいりたいと考えております。

今後も引き続き、移転対象者の皆さまにご理解・ご協力をいただきながら、県や関係団体と連携し、墓地移転の推進を図るとともに、良好な墓地環境の形成に向けて、鋭意取り組んでまいります。

（広域ごみ処理施設の推進）

次に、「広域ごみ処理施設」の推進についてであります。

東紀州5市町で取り組んでおります、「広域ごみ処理施設整備」につきましては、先の東紀州環境施設組合議会臨時会におきまして、「東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業」に係る、令和5年度から令和29年度に亘る25年間の債務負担行為限度額204億5百万円が補正予算として計上され可決されました。

この可決を受け、今後の予定として、令和6年7月に施設整備及び運営事業の応募者へのヒアリングを実施し、令和6年9月に事業者が決定される見込みであります。

引き続き、東紀州環境施設組合の構成5市町が連携を密にし、令和10年4月の稼働に向け、全力で取り組んでまいります。

（防災対策）

次に、防災対策についてであります。

元日に発生した「令和6年能登半島地震」を受け、今後、発生が危惧される南海トラフ地震・巨大津波などの大災害に備える本市では、市民の生命と財産を守るため、一層の緊張感を持って、引き続き「防災・減災対策」に取り組んでまいります。

本市の標語「津波は逃げるが勝ち」のとおり、巨大津波に対しては迅速な避難に尽きることから、これまでも実施しております「避難路の整備」に、引き続き取り組んでまいります。

また、発災時の応急対応、及び復旧・復興に大きな力となる「自主防災組織」に対しましても、「地域防災力推進補助金」などを有効に活用いただきながら、共に本市の防災力の向上に努めてまいります。

そして、長年の懸案事項であります、津波避難タワーの整備計画については、尾鷲北エリアの「旧中京銀行尾鷲支店」、尾鷲南エリアの「旧矢浜保育園」への設置を進めてまいります。

この避難タワーを整備することにより、避難に時間を要する方や逃げ遅れた方が無事に避難することが可能となるため、大変減災効果の高い事業であるものと確信しております。

また、南海トラフ巨大地震の恐れや、線状降水帯による集中豪雨の発生が危惧されているなか、地域の安全・安心を守るためには、地域住民の最も身近な存在である自主防災会や消防団を中心として、地域における防災力を充実強化することが極めて重要であります。

地域を守る中核的な組織である消防団につきましては、老朽化が進んでいる「消火栓格納箱用ホース」を3カ年で整備し、消防力の維持・向上に努めてまいります。

このような取り組みを通じて、市民の皆さま一人ひとりが、自然災害の危険性を改めて意識していただき、災害に対する備えを整えておくことが、本市の防災力・減災力の向上につながるものと確信しております。

今後においても、ソフト面・ハード面の両方の取り組みによる防災文化の醸成を一層推進し、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

（ゼロカーボンシティの取り組みについて）

次に、ゼロカーボンシティの取り組みについてであります。

本市では、令和４年３月に「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、２０５０年のカーボンニュートラルを目標に、「脱炭素」と「教育」を柱として、協定を結んでいる企業・団体の皆さまと共に取り組んでいるところでございます。

なかでも、本市の第一次産業に新たな環境価値を収益により循環させる仕組みの一環として、本市市有林での「Ｊークレジット」の創出に向けた手続きを行っています。

現在の状況は、市有林のうち、スギ、ヒノキの「人工林」、約８１３ヘクタールに加え、昨年４月に新たに制度化された「天然林」での吸収についても、市有林の中から約１，２２８ヘクタールの天然林を対象地とする「プロジェクト登録」の審査が終わり、今年１月に登録完了したところです。

今後、その登録された対象地の森林成長量を算定するために、４年間に分割して現況調査・測量を行う計画としており、森林の成長量が認証された面積分から、段階的に順次、クレジットが発行されていくことになります。

今年の分の現況調査は、現在すでにスタートさせており、秋ごろに本市初となる第一弾としてのクレジットが発行される見込みとなっています。

クレジットが発行されたのちは、尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言で協定を結んでいる企業を通して販売し、環境価値による収益を見込んでいきます。

これらの財源を、今後更にＪークレジット創出のための森林測量調査や、昨年、本市のゼロカーボンシティの実現を推進するために設立された「一般社団法人^{ローカル}Local^{コープ}Coop尾鷲」への負担金として、森林の価値を創出する新たな財源として活用してまいります。

一方、環境価値の世界的な動向として、２０２２年に、カナダのモントリオールで開催された^{コップじゅうご}COP15第２部において、新たな国際目標として「２０３０年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる」という、いわゆる「ネイチャーポジティブ」の方向性が示されました。

このことで、日本の企業においても、自然関連事項を記した財務諸表などの情報開示や、ネイチャーポジティブにつながる取り組みが求められるようになりました。

また、もうひとつの国際的な枠組みとして、2010年に名古屋市で開催されたCOP10で発足した「SATOYAMAイニシアティブ」国際パートナーシップがあります。

この国際パートナーシップは、農林水産業などを通じて二次的な自然地域を形成する、日本の「里山」の良さを世界で広めていくために組織されたもので、本市では、市内各沿岸部での「藻場再生」の取り組みや、九鬼町地内の市有林「みんなの森」での生物多様性と林業の両立など、昨年末に、国連大学を通じ申請いたしました。

その結果、今月9日に、その申請が無事承認され、本市の取り組みは、国際的な専門機関からも高い評価をいただくことができました。

こうした国際的な評価を得たことで、企業が求められている「環境経営」につなげ、本市の目指す新しい一次産業の活性化、関係人口の増大、地方創生に対し、企業との結びつきを高め、その取り組みに発展させていきたいと考えています。

（農業・関連産業の振興）

次に、農業・関連産業の振興についてであります。

尾鷲市ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みと連動させながら、環境負荷を軽減し、持続可能な食料システムを構築していく「みどりの食料システム戦略」では、新たな農業振興の切り口として、令和4年度から「有機農業産地づくり緊急対策事業」をスタートさせ、すでに、有機農産物のオーガニック市場への甘夏の試験販売や、学校給食での試験提供など、具体的な取り組みによる成果も出始めております。

また、先月20日に開催いたしました「第2回ファーマーズマルシェ in O W A S E」では、「漁業と林業と有機農業のまち」としてネイチャーポジティブなまちづくりを進めていくことを決意した、

「オーガニックビレッジ宣言」を、県内の自治体で初めて行いました。

環境への負荷を軽減する安全・安心な農産物は、今後、さらに注目を集めるものと期待しており、新年度においても、オーガニック市場のなかで価値づけできるよう包括的に取り組んでまいります。

次に、今後、ますます深刻化する農業の担い手不足についてであります。

本市では、現在、「関係人口づくり」の観点から、有機農法など、豊かな自然に囲まれた環境を活かした農業体験をする取り組みを進めております。

本年度のこれまでの実績では、市内の2つの農業者にて、3名ずつの短期農業体験の募集をしたところ、大幅に超える14名の応募があり、一次産業体験に対するニーズの多さを実感したものでございます。

このことも踏まえ、本市での関係人口づくり、一次産業体験をさらに発展させるため、現在、国の関係府省^{ふしやうちやう}庁連絡会議にて集中的に協議され、国の「骨太方針2023」にも位置づけられている経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指す「^{ウ エ ル ビ ー イ ン グ}Well-being」の考え方を本市の第一次産業に取り入れるため、特に、地域に焦点を当て行動を起こしている「一般社団法人日本ウェルビーイング推進協議会」と連携・協議を進めております。

まずは、試行的に、来月1か月を期間とした「一次産業ワーケーション」としての「甘夏収穫ワーケーション」を、3月1日から実施いたします。

この取り組みにより、甘夏収穫時など、本市の一次産業における人手不足解消にも期待でき、「関係人口」としての企業と一次産業事業者の双方がより良くなる関係を作り上げ、課題解決につなげる取り組みにしてまいりたいと考えています。

（林業・関連産業の振興）

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

国内の森林は、戦後の高度経済成長期に植栽されたスギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしております。

しかしながら、現在の森林を取り巻く状況は、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等による森林への関心の薄れから、間伐等の適切な管理が行われていない森林が増加しており、森林の多面的機能の低下に直結する深刻な状況となっております。

こうしたなか、適時適切に間伐等の施業を実施することが、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理には不可欠であることから、現在、本市におきましては、国から交付されている森林環境譲与税を活用し、個人所有の手入れが行われていない森林の整備を進めているところであります。

新年度では、これまで所有者の意向調査などを行ってきた須賀利地区の間伐をはじめ、三木里地区においても、測量、森林調査等の作業に着手してまいります。

本事業により、森林の持つ災害防止や地球温暖化防止などの多面的機能の維持・増進を図るだけでなく、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者へ経営管理をつなぐシステムを構築し、林業の持続的発展を目指してまいります。

（獣害対策）

次に、獣害対策についてであります。

獣害対策につきましては、獣害パトロール員による活動や、猟友会尾鷲支部のご協力のもと、捕獲による積極的な頭数管理や獣害柵の設置などの対策を継続して行っております。

特に、ニホンザルについては、農作物や生活環境被害の問い合わせ、対策依頼が増加しており、その対策として、昨年から、市内3つの群れに属するメスザルに「電波発信機」を装着して群れに戻すことに成功し、現在、3つの群れの行動範囲や頭数調査を進めているところであります。

これまでの追い払いに加えて、この電波発信機による群れ単位での頭数管理についても取り組んでまいります。

また、昨年よりツキノワグマの目撃情報が多く寄せられていることから、昨日、県や三重県警をはじめとした関係機関と連携し、ツキノワグマを想定した大型動物が集落へ出没した際の迅速な対処についての訓練を実施いたしました。

今後とも、関係機関との連携強化、情報共有に努め、獣害対策を強化してまいります。

（水産業・関連産業の振興）

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

本市の漁業では、市の魚にも指定している「ブリ」の漁獲量が一番多く、近年、特に増加傾向で推移しています。

しかし、春にまとまって漁獲される尾鰲のブリは、「寒ブリ」と比較して流通する魚価が安いのが課題であります。

本市では、これまで「春ブリ」の身質が^{みしつ}良いことの裏付けとなる体脂肪率を測るなどの科学的調査や、「出世魚」であるブリの特徴を活かして、本市の新規採用職員の入庁式や、市内企業の入社式にて、ブリの贈呈を行い、「春ブリ」で祝う文化の醸成を図り、PRに努めてきました。

これから旬を迎える今シーズンでは、三重県定置漁業協会や、三重外湾漁協、県及び各関係市町と協議会を構成し、今シーズンの「春ブリ」の漁獲がはじまったことを全国にアピールするための「春ブリ宣言」を行いたいと考えています。

これらの取り組みを「春ブリキャンペーン」として展開し、「春ブリ」の付加価値向上、魚価向上につなげていきたいと考えています。

もう一つの本市の漁業で重要な役割を担う養殖業では、この数年間は、「マハタ」の高水温等による疾病被害を低減させることが大きな課題となっています。

一昨年から、国の補助事業を活用して取り組んでいます、「^{ようしよくぎょ}養殖魚^{けんこうぞうしんじぎょう}健康増進事業」では、養殖場の衛生管理を改善させるための取り組

みや、より良い飼育方法を洗い出し、その普及を図ることで、疾病に強い魚体を飼育する「疾病対策マニュアル」を策定し、それに基づく衛生管理体制の強化に取り組んでまいります。

「春ブリ」と「マハタ」については、本市の水産物の中でもとりわけ重要な魚種であると認識しており、引き続き、漁業者とともに、PR、マーケット開拓に尽力してまいります。

また、今月2日に、九鬼町の水産物の魅力発信をミッションとした地域おこし協力隊として着任した安藤^{のりこ}さんが、東京を中心とした飲食業界に、「九鬼の魚」を売り込んでいただいております。今後の展開に大きな期待を寄せているところでございます。

さらに、新年度では、これまで本市のヒロメやマガキの養殖試験に共同で取り組んでいる大曾根地区において、生産量の増加や、販路開拓等をミッションとした地域おこし協力隊を登用し、ビジネス化を図ってまいります。

（商工振興）

次に、商工振興についてであります。

数年に及ぶコロナ禍の影響から、市内経済は徐々に復調の兆しが見えてきているものの、まだまだ地域経済の活性化が求められております。

本市には、地域の貴重な資源である、海や山の恵みからなる「食」をはじめとする様々な地場産品があり、それら販路の拡大により、地域経済への波及効果があるものと捉えております。

このことから、令和4年度に発足した、尾鷲商工会議所や金融機関、関係団体などで、構成する「尾鷲市地域経済活性化協議会」において、引き続き事業者への伴走型による新商品の開発、既存商品の磨き上げを実践し、ウェブ商談会やスーパーマーケットトレードショーへの出展により、本市の地場産品の販路拡大に繋げてまいります。

また、中学生や高校生、及び保護者を含めた市民の皆さまに「地元企業に対するイメージ」を向上させるとともに、学生と企業の情

報交換の場を創出し、学生による企業PRや、地域内への雇用の充実・拡大を図るためのプロモーション事業に取り組んでまいります。

加えて、地元の高校生と他地域の大学生や高校生などとの連携により、本市の魅力や地域資源の掘り起こしを行い、関係人口を増加させ、地域経済の活性化に繋げてまいります。

更に、2025年に開催予定の大阪万博の機会を活用し、デジタルマップ事業を実施し、市内の飲食店や宿泊施設などをカテゴリー毎に分類し、市内周遊を促進するためのパスポートを作成するなど、本市への来訪者の「滞在時間の増加、再来訪の機会」を創出する取り組みを進めてまいります。

（みえ尾鷲海洋深層水事業）

次に、みえ尾鷲海洋深層水事業についてであります

本年度は、多方面への積極的な情報発信や、アクアステーションでの毎月のイベント開催により、市内外へのPRに繋がり、事業者や一般家庭での海洋深層水の利用増加にも繋がっております。

また、通信販売事業におきましては、マリンアクアリウムでの利用だけでなく、温熱・温浴などでもご活用いただいております。ご利用に際してはリピート率も高い結果となっております。

今後も、海洋深層水を取水している全国の市町や、利用して頂いている事業者の方々との情報交換を行い、海洋深層水ならではの特徴を活かしながら、新しい顧客の獲得により、知名度の向上を図り、本地域の産業の活性化に取り組んでまいります。

（観光振興）

次に、観光振興についてであります。

コロナ禍から徐々に観光客が増加しているなか、本市への集客交流人口の拡大に向けては、市内の魅力ある観光資源について、情報の充実が今後さらに求められており、ホームページやSNSを中心とした情報発信を一層強化し、誘客の増加へ繋げていく必要があります。

そこで、「休日おわせ」を継続して実施することで、本市への来訪のきっかけとしてまいります。

また、今年は記念すべき市制施行70周年にあたり、本市の4大イベントを記念大会として実施するだけではなく、様々な記念イベントも計画しております。

先ず、尾鷲の夏の風物詩である「おわせ港まつり」につきましては、昨年、残念ながら雨などの影響によりプログラムの途中で中断となりました打上げ花火を、本年開催の「おわせ港まつり」で特別枠を設け、打ち上げることにしております。

また、ふるさと納税者の来訪を含めた、市外からのお客様をお迎えし、市民とともに踊る「尾鷲節パレード」を復活させるなど、一層の盛り上がりとなるよう、大会関係者の皆さまと共に取り組んでまいります。

次に、秋のイベントとして開催する「全国尾鷲節コンクール」、「おわせ海・山ツーデーウォーク」、及び「尾鷲磯釣大会」におきましても、毎年参加を楽しみにいただいている皆さまの期待にお応えできるよう、おもてなしを充実し、大会の魅力アップと満足度向上に繋げてまいります。

また、「世界遺産熊野古道」におきましても、本年は世界遺産登録20周年という記念すべき年を迎えます。

本年7月上旬には、熊野古道センターにてオープニング式典の開催が予定されており、同日開催事業として、児童を対象とした「スカイランタンフェスティバル」を実施するほか、10月には熊野古道に関する有識者による「記念講話」と、市民を対象とした体験型見学会「エクスカーションツアー」を実施いたします。

このような記念事業に取り組むほか、熊野古道に関連する地域資源を改めて見直すとともに、文化的景観を維持するための保全活動にも取り組みながら、市指定文化財への登録、国指定文化財への指定を目指すための機運を高めてまいりたいと考えております。

(ふるさと納税事業)

次に、ふるさと納税事業についてであります。

私は、市長就任時から、本事業を主要施策として推進してきており、その結果、全国の寄附者の皆さまから寄せられた応援寄附金は、総額20億円に達し、延べ14万人を超える方々からの応援をいただいております。

このことは、市内80の返礼品出品事業者、並びに関係機関の皆さまのご協力を賜り達成できたことを、改めてこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

ふるさと納税事業は、返礼品の魅力発信や商工振興のみならず、さらに尾鷲を知っていただくきっかけづくりのツールだと考え、この地域と多様に関わる「ふるさと納税から繋がる関係人口づくり」を進めて参りました。

その取り組みの一つとして、前年度にご寄附をいただいた方々の中から、毎年抽選で「おわせ港まつり」へ招待し、花火特別観覧席を設ける「おわせ港まつりへ行こう」を、新年度は700人を招待します。

そして、返礼品を通じて尾鷲を知っていただいた寄附者の皆さまに、より深く尾鷲の歴史や文化を知っていただくため、市民の皆さまと寄附者の皆さまが共に尾鷲節を踊り、市制70周年を祝っていただき、関係人口を創出する「尾鷲節パレード」を復活させたいと考えております。

これからも「ふるさと納税から繋がる関係人口づくり」のイベントを継続的に行うとともに、ご寄附いただいた皆さまに、寄附金の使途を丁寧に報告しながら、「尾鷲市ふるさと納税事業」を推進してまいります。

（教育施策の推進）

次に、教育施策の推進についてであります。

本市の教育施策は、その方向性を示した「尾鷲市教育大綱及び尾鷲市教育ビジョン」に基づき、各校において教育施策の推進及び学校運営を実施しております。

その基本理念である「未来を拓き、次代のお任せを担う人財の育成」を推進するため、学力の向上はもとより、ふるさと学習やキャリア教育の推進など、それぞれの地域の特性を活かし、時代の潮流を捉えた事業を実施しております。

一方で、「尾鷲市学力向上推進協議会」においても、保護者・地域・学校が一体となり、子どもたちの学習習慣及び生活習慣の向上に、懸命に取り組んでおります。

その結果、本年度の全国学力・学習状況調査では、全国平均には至っていないものの、児童生徒の学習習慣が大きく改善し、小・中学校ともに、いずれの教科も正答率の上昇につながっております。

また、自尊心、学校への満足度、規範意識などを問う質問に対しても、肯定的な回答をした子どもの割合は県平均を上回り、学力だけでは測りきれない成長を遂げているものと思われます。

新年度におきましても、「未来を拓き、次代のお任せを担う人財の育成」を念頭に、本年度得られた成果や課題を明らかにし、学校、地域、保護者と連携して、次なる教育施策の成果に繋げてまいりたいと考えております。

（給食費の無償化）

次に、学校給食に係る「給食費の無償化」についてであります。

学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達や、食育を通して「食」の正しい理解と判断力を養うことを目的に提供しております。

本市では、昨年4月の尾鷲市学校給食センター運用開始に伴い、念願でありました尾鷲中学校でも給食を開始し、全ての小中学校で給食を提供することができました。

本事業のアフターフォローアンケートでは、生徒からは「温かいご飯が食べられてうれしい」、保護者からは「家事が軽減されて時間に余裕ができた」などの回答をいただき、本事業の目的が達成され、有益であったものと実感しております。

併せて、物価高騰により大きく影響を受けた保護者の負担軽減などを目的に、子育て支援施策として、５月から全児童・生徒を対象に、「給食費の無償化」を実施したところでございます。

新年度におきましても、引き続き「給食費の無償化」を継続することとし、その財源の一部に「みえ子ども・子育て応援総合補助金」などを活用し、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向け、子育て支援施策の充実を図ってまいります。

（生涯学習の推進）

次に、生涯学習の推進についてであります。

本市では、第２次尾鷲市教育ビジョンに掲げる「誰もがいつまでも健康で、学び、活躍し続けることができる環境づくり」を基本方針に、社会教育団体の活動支援や、中央公民館を中心とした講座及びサークル活動支援などの事業を展開しております。

本年度は新たに、スマートフォンやＳＮＳを学ぶ講座や、仕事帰りに参加できる夜間のヨガ教室、また、市の文化財について学ぶ市民大学などを開講し、市民の皆さまに多数参加いただいております。今後も多様な生涯学習機会の提供を継続してまいります。

また、県の補助金を活用し、次代を担う小学生を対象として実施している、放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」についても、様々な体験講座を通じて、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりに努めてまいります。

さらに、子育て世帯を対象として、地域の事業者やボランティア、子育て支援団体等と連携して実施している、「子育てＨＡＰＰＹ ＤＡＹ」についても、継続して開催するとともに、本市における「子育ての魅力」を発信してまいります。

今後も、人生１００年時代に相応しい「多種多様な学習機会」を提供していくため、新たな講座等の実施や、子どもたちが「自ら考える力や豊かな心を育む機会」の充実に取り組み、更なる生涯学習の充実を推進してまいります。

（国市浜公園整備事業の推進）

次に、国市浜公園整備事業の推進についてであります。

東紀州５市町で進めております、現市営野球場への「広域ごみ処理施設」整備に伴う、代替球場及び避難施設整備を含む「国市浜公園整備事業」につきましては、国の社会資本整備総合交付金の活用を図りながら、鋭意、取り組みを進めているところであります。

国市浜公園整備に係る野球場の実施設計等につきましては、昨年の１１月及び今月に開催された行政常任委員会において報告させていただいたところではあり、先月から国市浜公園野球場造成工事に着手し、来月末での完成を目指しております。

今後の野球場整備スケジュールといたしましては、野球場の建設については、令和６年度・７年度の２か年での工事完了を予定しております。

また、避難路整備につきましては、本年度実施の「避難路整備概略検討」を踏まえ、令和６年度に避難路整備の調査・設計・積算を行い、７年度に避難路建設工事を予定しております。

今後も、野球関係者をはじめ、関連する団体の皆さまのご意見もお聞きしながら、より良い施設整備を目指してまいりたいと考えております。

なお、本事業は、広域ごみ処理施設整備を進める上で必要な施設整備であり、また、東紀州地域におけるスポーツ振興を通じた、集客交流人口の拡大に繋げるための取り組みでもあります。

今後も引き続き、国等のご支援をいただきながら、整備を進めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

（体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化の対策）

次に、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化の対策についてであります。

これまで、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化事業につきましては、庁舎別館も同様の課題を抱えており、改修工事に併せて両施設へ庁舎別館機能の集約・複合化を行っていくことを目指

しており、現在、発注者支援業務委託により新年度の設計業務の発注に向けた準備を進めているところであります。

今後につきましては、令和6年度に設計業務の実施、令和7年度から体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化の改修工事を行い、令和8年度中の完成を目指したく、本定例会にてプロポーザル方式による設計業務委託に係る予算を計上いたしております。

市民の皆さまへ快適なスポーツ環境や多様な生涯学習の機会を提供し、教養と健康づくりを推進するため、安全で安心して、活き活きと学び、活動が続けられる拠点施設を整備してまいりますので、工事完成までの間、ご不便をお掛けいたしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

（D X の推進）

次に、D X の推進についてであります。

社会全体のデジタル・トランスフォーメーション、所謂「D X」が全国的に進むなかで、本市のD Xに関する取り組みは、スタートラインに立った状況であります。

このような認識から、よりスピード感を持って具体的に進めていくため、本年度より政策調整課にデジタル推進係を設置し、本市の目指すD Xの方向性を明確にするため、「デジタル推進の基本方針と実施計画」を、本年4月からのスタートに向け策定を進めております。

この基本方針の中で描く、本市が目指すD Xは、「住みたい まち 住み続けたいまち おわせ」を実現させるために、デジタル化の恩恵を望む方や、子育て世代、介護を支える世代などの負担を減らし、それらの方の支援となるものでなければなりません。

また同時に、デジタル化を望まない方や、デジタルに不慣れな方などにも、対応できるようなサービスを提供するとともに、今まで通り、窓口サービスを受けられるだけでなく、支援の必要な方には、よりきめ細やかに対応できるようにするためのものでなければならないと考えております。

これらのことを本市のD X推進の考え方の中心に置きながら、基本方針に「市民サービス向上のためのD X」と「行政の効率化のためのD X」という2つの柱を設定し、行政サービスを利用する市民の皆さまにも、その業務を行う職員にも、メリットのある形で進めてまいりたいと考えております。

そしてこれらの取り組みの上で、市民の皆さまが普段感じている、行政サービスを受ける上での煩わしさの解消や、データに基づく政策立案など、市役所全体の最適化を見据えながら、地域課題の解決や新しいサービス・価値の提供につなげてまいりたいと考えております。

（提案説明）

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページをご覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第２号から報告第２号までの２７議案としております。

議案の内訳といたしましては、条例の制定及び一部改正が９件、予算関連が１０件、その他が６件、諮問が１件、報告が１件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

１ページをご覧ください。

議案第２号「尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」につきましては、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に規定されている地方公共団体の責務に基づき、本市のデジタル化を推進し、申請、届出等の行政手続きについて、オンラインによる手続きを可能とするため、条例を制定するものであります。

次に、７ページをご覧ください。

議案第３号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和６年４月１日に施行されることに伴い法律の引用する条項を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、９ページをご覧ください。

議案第４号「尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による特定の事務を処理するために必要な特定個人情報を照会できる者の表が廃止されたことから、条例の一部を改正するものであります。

次に、１１ページをご覧ください。

議案第 5 号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、本市の厳しい財政状況を鑑み、副市長の給与について減額措置を講じておりますが、本定例会で提出しております副市長の選任議案に併せ減額期間を新たな任期に改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、13 ページをご覧ください。

議案第 6 号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、人事院勧告に伴う給料表の水準の引き上げ、及び地方自治法の改正に伴い会計年度任用職員にも勤勉手当が支給することができるようになったことから関係する条項を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、35 ページをご覧ください。

議案第 7 号「尾鷲市漁港管理条例の一部改正について」につきましては、法律名の変更及び新たに創設された「漁港施設等活用事業制度」により、漁港管理者から認定を受けた漁港施設等活用事業を実施する者に漁港施設の貸付、水面等の長期占有等を可能とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、37 ページをご覧ください。

議案第 8 号「尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一部改正について」につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、特定空家等になる恐れのある管理不全空家等に関する規定が創設されたことから、関係する条項の改正と条文の整理を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、39 ページをご覧ください。

議案第 9 号「尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」につきましては、三重県地域医療構想において東紀州の必要病床数が示され、本病院として病床利用率の低い現状と、将来の医療需要及び病床機能に応じた病床数として一般病床を 199 床から 143 床とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、41 ページをご覧ください。

議案第 10 号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、国家公務員の俸給月額や地方公務員の補償制度等を参考に非常勤消防団員等に対する損害補償の額や内容等が定められることから、国家公務員の俸給月額が改定されたことに伴い補償基礎額の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、43 ページをご覧ください。

議案第 11 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、52 ページの議案第 20 号「令和 5 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」までの 10 議案について、一括して説明いたします。

（予算編成方針）

本市の財政状況は、令和 4 年度決算における経常収支比率が 95.0 % と、財政構造は依然として硬直化状態にあるものの、一方で、国が定める健全化判断比率においては、いずれの数値も早期健全化基準を下回っているほか、財政健全化の取り組みを着実に進めてきたことや、地方交付税の増額、ふるさと応援寄附金の増加などにより、令和 4 年度末の財政調整基金残高は約 21 億 2,100 万円となっており、これは近年で最も減少した平成 30 年度末と比較すると、約 13 億 9,500 万円増加したことになります。

また、地方債残高についても、令和 4 年度末で約 89 億 5,800 万円となり、平成 27 年度末の約 110 億 7,100 万円から 21 億 1,300 万円減少しております。これらのことから、本市の財政状況はここ数年で一定の改善が進み、現状においては比較的健全な状態であると判断しているところであります。

なお、ふるさと応援寄附金につきましては、令和 4 年度まで年々増加しており、本年度においても前年度実績と同程度の収入見込みとなっております。このような本市を応援してくださる皆様の気持ちに誠実にお応えすべく、おわせの絆で結ばれた方々とともに、より良いまちづくりに取り組んでいく所存であります。

本予算につきましては、津波避難タワー整備事業をはじめとする防災・減災対策や、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援施策、体育文化会館や中央公民館等の老朽化した公共施設への対応、地域コミュニティの充実や脱炭素社会に向けた取り組み、また、スポーツ振興を通じた集客交流人口の増加等を目的とした多目的スポーツフィールド整備事業などを含め、本市における様々な地域課題や多様化する住民ニーズに対応し、市民一人ひとりの生活の質をより一層高めることで、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を実現するための取り組みをさらに推進していくものであります。

（当初予算の規模）

それでは、令和6年度当初予算について説明いたします。

お手元に配付の「令和6年度当初予算主要事項説明」の1ページをご覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比7.3%増の107億4,913万3千円、特別会計の国民健康保険事業会計は、5.4%増の21億9,781万円、後期高齢者医療事業会計は、4.6%増の7億1,158万円、企業会計においては、病院事業会計で、1.8%減の51億1,574万3千円、水道事業会計で、13.8%増の9億7,710万7千円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比4.8%増の197億5,137万3千円とするものであります。

（歳入予算の状況）

次に、一般会計歳入予算の主なものについて説明いたします。

2ページをご覧ください。

1款、市税については、個人住民税の定額減税等により、市税全体として対前年度比4.4%減の17億7,573万2千円を計上しております。

2 款、地方譲与税については、森林環境譲与税の増額により 9 . 8 % 増の 9 , 2 8 9 万 2 千円を計上しております。

3 款、利子割交付金から 8 款、環境性能割交付金までは、過去の歳入実績等を勘案し、それぞれ計上したものであります。

9 款、地方特例交付金については、個人住民税の定額減税による減収額が補填されることなどにより、5 , 8 4 0 万円増の 6 , 4 9 0 万円を計上しております。

1 0 款、地方交付税については、令和 5 年度の交付実績等を踏まえ、普通交付税で 1 億 4 , 9 0 0 万円の増額、特別交付税では 7 , 0 0 0 万円の増額を見込み、地方交付税総額で 5 . 4 % 増の 4 2 億 5 , 9 0 0 万円を計上しております。

1 2 款、分担金及び負担金は、市営野球場解体工事負担金 9 , 2 5 0 万円の皆増などにより、1 1 2 . 8 % 増の 1 億 4 , 8 7 2 万 1 千円を計上しております。

1 3 款、使用料及び手数料は、0 . 1 % 減の 1 億 9 5 2 万 8 千円、1 4 款、国庫支出金は、国市浜公園野球場建設工事に係る社会資本整備総合交付金 2 億 5 , 0 5 0 万円の皆増などにより、2 6 . 8 % 増の 1 2 億 6 , 8 3 1 万 9 千円を計上しております。

1 5 款、県支出金は、みえ子ども子育て応援総合補助金 2 , 4 0 0 万円の増額などにより、8 . 3 % 増の 6 億 7 8 万 2 千円を計上しております。

1 6 款、財産収入は、立木売却収入 1 0 7 万 5 千円の増額などにより、1 0 . 4 % 増の 1 , 8 4 5 万 2 千円、1 7 款、寄附金は、ふるさと応援寄附金を前年度と同額の 4 億円と見込み計上しております。

1 8 款、繰入金は、財政調整基金繰入金 3 億 7 , 8 1 6 万 4 千円、ふるさと応援基金繰入金 3 億 5 , 4 4 2 万 1 千円など、4 . 1 % 増の 7 億 9 , 2 5 0 万 7 千円を計上しております。

2 0 款、諸収入は、折橋墓地移転事業に伴う補償金 1 億 6 , 5 1 2 万 9 千円の減額などにより、4 9 . 8 % 減の 1 億 4 , 1 9 9 万 9 千円を計上しております。

21款、市債は、多目的スポーツフィールド整備事業債2億3,770万円の皆増などにより、65.9%増の6億1,230万円を計上しております。

(歳出予算の状況)

次に、一般会計歳出予算の主なものについて説明いたします。

4ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比1.6%減の44億8,010万5千円となっております。

まず、人件費は、主に職員退職手当の増加などにより、2.8%増の16億7,717万円を計上しております。

扶助費は、医療扶助費の減少などにより、0.7%減の18億2,493万6千円を計上しております。

公債費は9.7%減の9億7,799万9千円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、市営野球場解体工事請負費9,250万円の皆増などにより、7.6%増の19億5,826万5千円を計上しております。

補助費等は、児童・生徒学校給食費給付金3,828万9千円の皆増に加え、東紀州環境施設組合や三重紀北消防組合等への負担金の増額などにより、13.8%増の15億8,560万5千円を計上しております。

積立金は、森林環境譲与税基金積立金2,364万6千円の皆増により、9.9%増の2億6,364万6千円を計上しております。

繰出金は、紀北広域連合負担金4,258万3千円の増額などにより、3.7%増の12億2,461万1千円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、多目的スポーツフィールド整備事業5億2,840万円の増額などにより、7億3,710万3千円を計上、単独事業費で、墓地移転事業費1億4,566万5千円の減額などにより、33.6%減の3億8,091万1千円を計

上し、総額で54.0%増の11億8,001万4千円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

19ページをご覧ください。

ペーパーレス会議システム利用料をはじめ11件について債務負担行為を設定するものであり、それぞれの期間及び限度額につきましては表のとおりであります。

なお、下段にあります「国市浜公園野球場建設工事監理等業務委託」及び「国市浜公園野球場建設工事」につきましては、事業実施が令和7年度に及ぶことから、記載のとおり債務負担行為を設定するものであります。

(特別会計)

続きまして、特別会計について説明いたします。

20ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の増加見込などにより、対前年度比5.4%増の21億9,781万円を計上しております。

21ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額などにより、4.6%増の7億1,158万円を計上しております。

(企業会計)

続きまして、企業会計について説明いたします。

22ページをご覧ください。

病院事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入で42億4,382万5千円、支出で44億6,664万8千円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入で3億9,242万7千円、支出で6億4,909万5千円を計上しており、資本的収入額が資本的

支出額に対して不足する額、2億5,666万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18万6千円並びに過年度分損益勘定留保資金2億5,648万2千円で補てんするものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

学資貸与金は、期間を令和7年度から令和10年度まで、限度額を1,740万円とするものであります。

また、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金は、期間を令和7年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日までとし、限度額を1,080万円とするものであります。

23ページをご覧ください。

水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入では5億9,084万3千円、支出で5億1,948万円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入で1億2,463万6千円、支出で3億8,626万4千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億6,162万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

(補正予算)

続きまして、令和5年度補正予算について説明いたします。

お手元に配布の「令和5年度一般会計補正予算（第9号）主要事項説明」の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で1億957万8千円を追加、国民健康保険事業会計で2,149万円を追加、後期高齢者医療事業会計で2,555万9千円を追加、また、病院事業会計では、歳入で2,270万円、歳出で2,464万6千円をそれぞれ減額、水道事業会計では、歳入で3,190万4千円、歳出で3,327万円をそれぞれ減額し、これにより各

会計を合わせた予算総額を２０６億７，９４３万２千円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

２ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

１款、市税８，０４３万３千円の増額は、市民税及び固定資産税等において、調定額が当初の見込みを上回ったことなどによるものであります。

１０款、地方交付税６，０７７万９千円の増額は、国の補正予算に基づく普通交付税の追加交付があったことによるものであります。

１２款、分担金及び負担金４３２万６千円の減額は、保育所入所者が見込みを下回ったことなどによる保育所入所保護者負担金６２１万円の減額などによるものであります。

１４款、国庫支出金４，２２１万１千円の減額は、対象者が見込みを下回ったことによる児童手当交付金１，０３２万５千円の減額、事業費の減額による道路メンテナンス事業補助金１，４８１万２千円の減額などによるものであります。

１５款、県支出金１，６６０万８千円の減額は、三重県議会議員選挙執行委託金７４５万４千円の減額、補助額の確定による地籍調査補助金７１１万１千円の減額などによるものであります。

１６款、財産収入３０７万５千円の増額は、立木売払収入２４３万４千円の増額などによるものであります。

１８款、繰入金２，６６９万７千円の増額は、前年度の精算に伴う後期高齢者医療事業会計繰入金３，５１３万９千円の増額などによるものであります。

２０款、諸収入１，５２９万１千円の減額は、折橋墓地移転事業に伴う補償金１，５２６万２千円の減額などによるものであります。

２１款、市債１，６８０万円の増額は、過疎対策事業債ソフト分の配分額が１，７３０万円増加したこと等によるものであります。

次に歳出であります。

３ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

内容につきましては、事業費の確定等に伴う減額補正がほとんどでありますので、主に増加したものについて説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。

各款共通の人件費のうち、一般職で、三重県議会議員選挙が無投票となったことによる時間外勤務手当の減額等により、職員手当 509 万 3 千円の減額であります。

総務費の財産管理費では、基金積立金の主なものとして、財政調整基金に 2 億 7, 511 万 2 千円、普通交付税の追加交付等により減債基金に 2, 496 万 7 千円、事業費の減額に伴い森林環境譲与税基金に 244 万 4 千円をそれぞれ積み立てるものであります。

戸籍住民基本台帳費では、国庫補助事業の前倒しにより、個人番号関係戸籍システム改修業務委託料 138 万 2 千円の増額であります。

民生費の社会福祉総務費では、保険基盤安定繰出金等の額の確定により、国民健康保険事業特別会計繰出金 466 万 3 千円の増額であります。

自立支援給付事業では、障がい者相談支援事業が消費税の課税対象であると国から示されたことに伴い、令和 5 年度の委託料を 192 万 6 千円増額し、過年度の委託料に係る未払消費税分補助金 695 万円を追加するものであります。

6 ページをご覧ください。

商工費の観光費では、夢古道おわせ助成金 286 万 8 千円の追加であります。

土木費の街路事業費では、県事業の前倒しにより、街路事業地元負担金 2, 100 万円の増額であります。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。

8 ページをご覧ください。

7 件の繰越明許費につきましては、個人番号関係住民基本台帳システム改修業務をはじめ、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため繰越事業として実施するものであります。

次に、債務負担行為補正について説明いたします。

変更 6 件につきましては、入札による額の確定等により、限度額を変更するものであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

9 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、2, 149 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 21 億 8, 867 万 4 千円とするものであります。

歳入では、保険給付費の増加見込等に伴う県支出金 1, 872 万 6 千円の増額、保険基盤安定繰入金等の増加に伴う繰入金 466 万 3 千円の増額が主なものであります。

歳出では、療養給付費等の増加見込による保険給付費 1, 932 万 2 千円の増額、財政調整基金積立金 348 万 8 千円の増額が主なものであります。

次に、10 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、2, 555 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算総額を 7 億 1, 290 万 9 千円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料 310 万 6 千円の減額、保険基盤安定繰入金等の確定に伴う繰入金 647 万 4 千円の減額、療養給付費市町負担金の前年度精算に伴う諸収入 3, 513 万 9 千円の増額であります。

歳出では、広域連合負担金 958 万円の減額、諸支出金は療養給付費市町負担金の前年度精算金 3, 513 万 9 千円を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、企業会計について説明いたします。

11 ページをご覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出のうち、支出では、医業外費用において、器械備品購入費の減額に伴う

控除対象外消費税の減額等により、１９５万１千円を減額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、医療機器整備事業債の減額により、企業債２，２７０万円を減額するものであります。

支出では、入札による医療機器購入費の減額等により、建設改良費２，２６９万５千円を減額するものであります。

続きまして、１２ページをご覧ください。

水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が公園及び墓地等無収給水使用量に対する一般会計負担金の減額により１８万４千円減額するものであります。

営業外収益は、企業債の借入額確定に伴う簡易水道企業債利子に対する一般会計補助金２万７千円の増額、貸倒予定額の減少に伴う貸倒引当金戻入益１万８千円の増額により、４万５千円を増額するものであります。

支出では、営業費用が額の確定による委託料等の減額により、２６６万２千円の減額、営業外費用は、営業費用の減額等に伴う仮払消費税額の減による消費税納付額の増額等により、３３９万２千円を増額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、布設替工事に際し交換する消火栓設置費用に対する一般会計負担金、及び建設改良費の減額に伴う企業債のそれぞれ減額により、３，１７６万５千円を減額するものであります。

支出では、建設改良費の工事費等の確定により３，４００万円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、５３ページをご覧ください。

議案第２１号「尾鷲市高齢者保健福祉計画について」につきましては、本市の高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることを目的とした老人福祉法に基づき策定する計画であり、尾鷲市議会基本条例第９条第４号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、５４ページをご覧ください。

議案第２２号「尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について」につきましては、本市の障がい福祉サービス等の提供体制の確保や推進のための取り組みについて、障害者総合支援法計画及び児童福祉法に基づき策定する計画であり、尾鷲市議会基本条例第９条第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、５５ページをご覧ください。

議案第２３号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、公の施設管理の指定管理者を行うにあたり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者と指定期間につきましては、指定管理者を「三重交通株式会社」とし、指定の期間を令和７年３月３１日までの１年間とするものであります。

次に、５６ページをご覧ください。

議案第２４号「三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について」につきましては、令和６年度より国税である森林環境税が創設され、地方自治体が住民税と併せて賦課徴収を行うことから、三重地方税管理回収機構の規約に森林環境譲与税の徴収について明記するため、地方自治法第２８６条第１項の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第２９０条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第２号「尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」から議案第２４号「三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について」までの２３議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

【登壇】

それでは、議案第２５号「尾鷲市副市長の選任について」について説明いたします。

議案書の５８ページをご覧ください。

議案第２５号「尾鷲市副市長の選任について」につきましては、来る３月３１日をもって副市長の任期満了を迎えるため、現副市長である「下村^{しもむら} 新吾^{しんご}」氏を再任しようとするものであります。

現在、本市は、新たな目指すべき将来都市像を掲げる「第７次尾鷲市総合計画」のもと、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向け鋭意邁進しているところであります。

そうした中、同氏は、副市長として、これまでの任期４年間、本市が直面している行政課題に、市職員時代から培った豊富な知識を生かして積極果敢に取り組み、その卓越した行政手腕は衆目の一致するところであり、見識、人格ともに本市の副市長として適任であると確信していることから、引き続き選任いたしたく、地方自治法第１６２条の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

（降壇）

【登壇】

それでは、議案第２６号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」について説明いたします。

議案書の６０ページをご覧ください。

議案第２６号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、本市の公平委員会委員は３人の委員で構成されており、そのうち「大藤 恒嗣（おおとう こうし）」氏が本年３月３１日に任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求めるものがあります。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

（降壇）

【登壇】

それでは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」について説明いたします。

議案書の62ページをご覧ください。

本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、そのうち、「小林 利徳（こばやし としのり）」氏の委員の任期が本年6月30日に任期満了となることから、引き続き人権擁護委員に推薦するものであります。

小林氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（降壇）

【登壇】

それでは、報告第2号「専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）」について説明いたします。議案書の64ページをご覧ください。

報告第2号「専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）」につきましましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年2月5日に専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

令和5年度尾鷲市一般会計補正予算書（第8号）及び予算説明書の1ページをご覧ください。

第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億94,565千円とするものであります。

3ページをご覧ください。

歳入は、14款国庫支出金、2項国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、96,027千円の追加であります。

4ページをご覧ください。

歳出は、3款民生費、1項社会福祉費で、生活困窮者自立支援事業費に係る経費として、96,027千円を追加するもので、住民税が均等割のみ課税の世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する住民税均等割世帯への物価高騰対策生活支援給付金としての80,000千円と、同じ対象者に住民税非課税世帯を加えた者に18歳以下の児童がいる場合に対し、児童一人あたり5万円を支給する、こども加算の物価高騰対策生活支援給付金としての15,000千円が主なものであります。

以上、報告第2号「専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）」の説明とさせていただきます。

よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。